長和町商工会

ご案内

中小・小規模事業向け支援

最終更新　令和８年６月

TABLE OFCONTENTS

- ０１長和町商工振興資金
- ０２長和町商工振興資金利子補給・中小企業融資利子補給
- ０３長和町中小企業者販路拡大事業補助金
- ０４長和町中小企業者等新製品・新技術開発支援事業補助金
- ０５長和町創業支援補助金
- ０６マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

０１
長和町振興資金制度

- 長和町内の中小企業の皆様が健全な発展と安定した経営を行うために必要な資金を円滑に調達出来るように、長和町が長野県信用保証協会と各金融機関の協力を得て、低利な融資をあっせんできる制度です。

ご利用いただける方

以下のいずれかにも該当する方がご利用いただけます
①中小企業者のうち、常時使用する従業員が２０人以下の事業者であること
②町内に事業所又は事務所を有する商工業者であること。
③同一事業の営業実績を6か月以上継続していること。
④町税を完納していること
⑤長野県信用保証協会の定める対象業種を営んでいること
許可等を要する業種については、これらを受けて営業している者
⑥保証協会の代位弁済に対する債務がなく銀行取引停止中ではないこと。
⑦法令に違反せず、著しく公序良俗の反する行為がないこと。

- 貸付限度　１，０００万円（運転・設備併せて１事業所あたり）
- 返済期間　運転資金：５年以内（内据置６か月内）
 設備資金：７年以内（内据置６か月内）
- 貸付利率　１．９％（令和８年４月）
- 信用保証料　全額長和町負担
- 保証人等　連帯保証人は原則として法人代表以外は要しない
 担保については必要と認める場合は徴することがある
- 取引金融機関　八十二長野銀行丸子支店、上田信用金庫丸子支店
 よだくぼ支店、長野信用組合丸子支店

０２

長和町商工振興資金利子補給・中小企業融資利子補給金

町内小規模企業者が経営改善を推進するため、予算の範囲内で利子補給を交付す制度です。

【利子補給の条件】

利子補給を受けることが出来るのは、町内で事業を営む事業者で、事業運営上必要な資金として長和町商工振興資金・株式会社日本政策金融公庫資金・長野県中小企業融資制度資金・商工貯蓄共済融資資金を借り入れたものであって、かつ、町税を完納している方が対象。

【利子補給の基準】

利子補給の基準は、それぞれの資金等の返済期限に対し、融資者の定める貸付率のうち１パーセントにおいて、年利率相当の利子補給をするものとする。ただし、延滞利子については、補給しない。

０３

長和町中小企業者等販路開拓拡大事業補助金

地域産業の発展と町の中小企業の育成を図るために、町内の中小企業者等が販路を拡大するために要する経費に対して助成する補助金

・交付対象

町内に工場又は研究機関等を有する中小企業者、中小企業団体で、町税及びその他使用料の滞納がないこと。

・補助金の交付対象となる経費及び補助金額

①対処委経費

国内で行われる展示会又は見本市において、自社で開発した製品を出展し、又は自社の技術を紹介するために要する経費のうち、次に掲げるもの

（１）会場使用料又は小間料

（２）搬出入経費

（３）説明員派遣旅費

（４）会場又は小間内装装飾

②補助金金額

２分の１以内。ただし、１０万を限度とする。同一年度内において、同一事業者に対し一回限りとする。

０４長和町中小企業者等新製品・新技術開発支援事業者補助金

地域産業の発展と町の中小企業の育成を図るため、町内の中小企業者等が新製品、新技術かいはつのために要する経費に対して助成する補助金です。

○交付対象者

町内に工場又は研究機関等を有する中小企業者、中小企業団体で、町税及びその他使用料等の滞納がないこと

○補助金の交付対象となる経費及び補助金関係

①対象経費

既存又は類似の商品と比較して性能、技術面で著しい新規性、独創性が認められる商品を生産するために要する経費のうち、次に掲げるもの

１.原材料及び副材料の購入に要する経費
２.機械装置又は工具品の購入、試作、改良、据付け、借用又は、修繕に要する経費
３.外注加工に要する経費
４.技術導入の受入に要する経費
５.前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費

②補助金額

２分の１以内。ただし、１０万円を限度とする。同一年度内において、同一業者に対して１回限りとする。

０５

長和町創業支援事業補助金

町の産業振興、経済の活性化及び雇用の創出を図るため、意欲ある創業者が創業時に必要な初期費用を助成することで創業者の資金負担を軽減し、創業と創業後の成長を促進するための補助金です。

交付対象者（交付要綱より一部抜粋）

①次のいずれかに該当する創業者であること。
(１)個人事業主として町内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している者。
(２)町内に本店を置く会社を設立することを予定している個人。
(３)町内に本店を置き、又は町内に本店を移すことを予定している法人。
②中小企業者又は中小企業となることを予定している物であること。
③特定創業支援事業による支援をうけている、又は受ける予定である。

※その他交付対象者につきましては、長和町創業支援事業補助金交付要綱をご覧ください。

補助金の交付対象となる経費及び補助金額

①対象経費
補助の対象となる経費は補助事業の開始に必要な次に定める経費とする。
(１)事業の用に供する土地、建物の購入
(２)事業所の増改築や改修に要する経費
(３)１件１０万円以上の設備又は備品の購入
(４)１件１０万円以上の広告宣伝費
(５)営業に必要な各種許可申請手数料等
(６)その他町長が適当と認める経費
②補助金額
補助対象経費の２分の１以内とし、５０万を上限。

０６

マル経融資

（小規模事業者経営改善資金）

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）の概要
～日本政策金融公庫が運転資金や設備資金を融資します。

●ご利用いただける方
・最近１年以上、長和町商工会地区内で事業を営んでいること
・常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業はあ５人以下）
（役員、家族従業員、パート、アルバイトは除く）
・長和町商工会から経営指導を６か月前から受けていること
・すべての税金を完納していること
・日本政策金融公庫の融資対象業種であること

●貸付限度
２,０００万円

●返済期間（うち据置期間）
運転資金１０年以内（２年以内）
設備資金１０年以内（２年以内）

●貸付利率（年）
２.６％（令和８年６月現在）

●担保・保証人
無担保・無保証人